



# **Our Thoughts on Generative AI and IP**

**Ryuhei Murakami**  
**JIPA Frontier technology study team**



# About JIPA

- JIPA is a non-profit, non-governmental organization with 1,347 member companies.
- JIPA represents industries and users of the intellectual property (IP) system, and provides related institutions all around the world with well-timed, suitable opinions on improvement of their IP systems and their utilization.
- JIPA contributes to its member companies' business opportunities and promote the sound progress of technology and development of industries.



# Our Thoughts on Generative AI

(1) クリエーターの不安を和らげるためにも、ファクトに基づいた冷静な議論とその結果の適切な周知を行うことが必要である

(2) AIは変化の激しい領域であることから、ハードローによる規制を行うよりも、ソフトローやアーキテクチャによる対応を中心に、保護と利用のバランスを図ることが適切

(3) クリエーターの権利は尊重しつつも、営業秘密等、企業が守るべき価値の適切な保護も同時に図られるべき

(4) 人の創作的な貢献がないAIによる発明や意匠・著作物の創作に関し、権利を付与すべきかという点については、AI技術の進化とAIを活用する産業の発達を考慮しつつ、現在の状況においては、法制度ごとに慎重に検討すべき



# Our Thoughts on Generative AI

**(1) クリエーターの不安を和らげるためにも、ファクトに基づいた冷静な議論とその結果の適切な周知を行うことが必要**

- 日本では、生成AIと知的財産権に関する議論を、「生成フェーズ」と「利用フェーズ」に分けて整理するとともに、著作権分野については文化庁がセミナーを開催し、クリエイターの懸念払拭に貢献。
- また、権利制限規定の解釈や類似物の出力が権利侵害になる場合の考え方等については、今後政府において解釈の明確化が図られる予定だが、その前提として、生成AIの仕組みや種類について正確な理解を行うべきとの意見が多く出されているところ。
- 生成AIについて抽象的に論じることなく、そこで学習用データに含まれる著作物がどのように利用され、類似物が出力される場合には、どのようなプロセスを経て出力されているのか、正しいファクトに基づいた議論を行うことが重要。



# Our Thoughts on Generative AI

(2) AIは変化の激しい領域であることから、ハードローによる規制を行うよりも、ソフトローやアーキテクチャによる対応を中心に、保護と利用のバランスを図ることが適切

- AIは変化の激しい領域であるため、成立・施行に時間のかかるハードローよりも、柔軟に対応できるソフトロー（ガイドライン等による対応等）や、アーキテクチャによる対応（技術を用いた、権利者の意思に基づくオプトアウト実施や、他人のコンテンツに類似したものが出力されないような仕組み等）を中心に、保護と利用のバランスを図ることが望ましい。



# Our Thoughts on Generative AI

## (3) クリエーターの権利は尊重しつつも、営業秘密等、企業が守るべき価値の適切な保護も同時に図られるべき

- クリエーターの権利を尊重することがもとより重要ではあるが、例えばFoundation Modelに対してFine Tuningを行う企業は、営業秘密に該当するコンテンツを入力する場合もある。また、どのようなデータを学習用に用いているかということ自体が商業的な価値を有する場合もある。
- Generative AIの学習に用いたコンテンツについて、（ハードローないしソフトローによって）広く開示させようとする動きがあるが、営業秘密等、企業が守るべき価値についても適切に保護することが、企業活動の適切な促進の観点から重要。



# Our Thoughts on Generative AI

**(4) 人の創作的な貢献がないAIによる発明や意匠・著作物の創作に関し、権利を付与すべきかという点については、AI技術の進化とAIを活用する産業の発達を考慮しつつ、現在の状況においては、法制度ごとに慎重に検討すべき**

- 現行の知的財産法の枠組みにおいては、特別な立法を行わない限り、人の創作的な貢献がないAIによる発明や意匠・著作物の創作については、知的財産権が付与されないものと理解。
- 知的財産権とは、人間の創造的活動により生み出されたものに価値を見出し、保護を与えるものであるが、AIが完全自律的に行う発明や意匠・著作物の創作に知的財産権を認めることで、保護されるべきものが爆発的に増大し、保護と利用のバランスが崩れる可能性がある。
- なお、AIを用いても、例えばAIによって提示された複数の候補から人が探索・評価を行うような形を含め、AIによって行われる探索・評価への人の関与の程度によって、人が創作的な貢献をしたと評価できる場合があると思われる。

**Thank you for your attention!**

*Creating IP Vision for the World*



Japan Intellectual Property Association

